

# 山梨県公報

第二千三百五十八号

平成二十五年

十月三日

木曜日

## 目次

- 救急病院等の認定……………六三九
- 保安林の指定の予定……………六三九
- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………六三九
- 道路の供用開始……………六四〇
- 有害図書類の指定……………六四〇
- 随意契約の相手方の決定について……………六四一

## 告示

### 山梨県告示第三百十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年十月三日

#### 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	都留市四日市場百八十八番地

#### 二 認定期間

平成二十五年九月二十一日から平成二十八年九月二十日まで

### 山梨県告示第三百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十月三日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

笛吹市芦川町上芦川字川向一八五七の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川向一八五七の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

山梨県知事 横内正明

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

都留市(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 変更後の指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

都留市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府昇仙峡線	甲府市山宮町字深田一〇五番の 三地先から 甲府市山宮町字米草五〇一二番 の二地先まで	二五三・五	平成二十五年 十月三日

山梨県告示第三百二十一号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）

第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十五年十月三日から施行する。

平成二十五年十月三日

山梨県知事 横内正明

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
微熱 SUPER デラックス2013年8月号	セブン新社
BOY, Sピアス9月号	(株) マガジン・マガジン
恋愛パラダイス 10月号	株式会社 竹書房
実話時代 9月号	(株) メディアボーイ
NIGHT ANGEL 10月号	(有) フリークス

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年十月三日

山梨県知事 横内正明

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布機 五台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十五年九月十八日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社キムラ 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号

五 契約金額

二千八百八十二万二千五百円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番